

楽しい楽しい
ひなまつり



3月3日(月)、中之島保育所『ひなまつり会』から

ひな人形飾りの前で、クラスごとの音楽発表会を開きました。ピアノに合わせての合唱のほか、ピアノやタンバリンの演奏もあり、どのクラスの子どもたちもとても上手に発表できました。

ウインターふれあいハートフェスティバルを開催… P.2~P.3

4月から資源ごみの分別収集を開始… P.4~P.7

認定農業者制度の概要…………… P.10~P.11

休日在宅
当番医のお知らせ



月/日	内科医 (電話番号)	外科医 (電話番号)
3/16	見附市立病院 (☎62-2800)	
3/20	霜鳥医院 (☎62-0579)	寺師医院 (☎62-0137)
3/23	小林医院 (☎62-0562)	佐々木医院 (☎62-2357)
3/30	堀医院 (☎66-2133)	石川医院 (☎66-2140)
4/6	見附市立病院 (☎62-2800)	
4/13	村上医院 (☎63-4600)	見附南医院 (☎63-4477)
4/20	見附市立病院 (☎62-2800)	
4/27	内島医院 (☎66-2446)	金井医院 (☎62-0116)
4/29	田崎医院 (☎62-1122)	寺師医院 (☎62-0137)

※診療時間は、内科・外科とも午前9時から午後5時までです。

(この広報紙は環境保護のため再生紙を使用しています)

人口の動き

2月末日現在・(前月比)・前年比		同月	
人口	13,138人 (+10)	[+121]	
男	6,432人 (+1)	[+54]	
女	6,706人 (+9)	[+67]	
世帯数	2,963戸 (+1)	[+58]	

今月の納税

●国民年金(3月分)

納税は便利な口座振替をご利用ください。

●消防車・救急車の要請は ☎119
●火災発生場所のお問い合わせと無憂苑育場の申し込みは与板郷消防署 ☎0258(72)2572



《町内交通事故発生状況》

区分	件数		死者		傷者	
	2月中	累計	2月中	累計	2月中	累計
平成9年	2	5	0	0	2	10
平成8年	8	11	0	0	8	12
比較増減	-6	-6	±0	±0	-6	-2

死亡事故 0 連続628日 (2/28現在)



+++++

▼三月は事務や会計の一年間の締めくくりの時期にあたるという事業所が多く、年の瀬とはまた違った忙しさを感じながら、日々の生活を送っておられるみなさんも多いことと思います。また、入学、就職・転職などに伴い、本人はもとより、その家族にとつての大きな転機ともなるのがこの三月であるといえましょう。ともすると親しかった人と疎遠になつてしまふ一方で、新たな環境での新たな人たちの出会いや旧友との再会などにより人付き合い・交流の範囲がさらに広がります。そして、その一人一人

とのつながりが、かけがえない財産となり、人生をより豊かなものにしていくことでしよう。

▼町制施行十周年の節目にあつた平成八年度も残すところあと半月。そして、新年度は町民憲章に掲げる四つの柱を指針とし、来たるべき二十一世紀を視野に入れた中で、平成十年からの十か年の町総合計画を策定する一年となります。そこでは、多くのみなさんからご協力いただいた「まちづくりアンケート」の結果を踏まえ、豊かさを一層実感できる住みよいまちづくりの実現をめざします。

＊編集後記＊



踊り「会津磐梯山」
〈芸能協会（老人大学）〉



踊り「モンゴル草原物語」
〈農村婦人グループ協議会（もみじ会）〉



踊り「祝い酒」
〈芸能協会（結浪会）〉



レクダンス・寸劇
「ラップアップするんです」
「さつまのおいも」
〈親子レククラブとんとん〉



オープニング
中之島和太鼓クラブ「響」のみな
さんによる勇壮なパチさばき

冬の「あったか」イベントとしてすっかり定着した恒例
の「ウィンターふれあいハートフェスティバル」が、二月
十六日（日）、盛大に開催されました。
六回目となった今年のフェスティバルは、新たな趣向も
取り入れられ、バリエーション豊富により楽しいステージ
が繰り広げられました。
企画・運営にあたる「中之島つくり塾」の委員のみな
さんと出演者、さらに観客のみなさんとが一体となってこ
のイベントを盛り上げ、会場の農村環境改善センターは終
始、大きな拍手と笑いに包まれました。



レクダンス「河内おとこ節」
〈JA女性部（上通支所）〉



第2部
～ふれあい芸能ステージ～

息もピッタリ!

第2部の司会は野上健一さん（大曲戸）と
國嶋満寿美さん（西高山新田）のお二人



歌「待つわ」
〈事務局（産業課）〉



中野東神楽伶人会のみなさんによる
かわいい稚児舞



踊り「中之島音頭」
〈農村婦人グループ協議会（虹の会）〉



琴演奏「五木の子守唄」
「さくらさくら」(トリア仏壇佛)
〈マドンナクラブ〉



コーラス「健康かえ唄」
〈食生活改善推進協議会〉



踊り「かっぱブギウギ」
〈消費者協会〉



信条小学校3年生16人による歌と踊り
「これが私の生きる道」



中之島中央小学校特設音楽部
11人のみなさんによる
リコーダー演奏



コーラス「あゝ上野駅」
〈中之島つくり塾〉



舞踊「父娘鷹」
〈商工会（青年部）〉



歌「逢いたくてしかなかった」
〈事務局（産業課）〉



吟詠「題近江八景図」
〈芸能協会（三沼吟詠会）〉



信条小学校の
左から石塚さん(4年)、渡辺さん(6年)、中野
さん(6年)は見事なエレクトーン演奏を披露



上通小学校4年生46名はホールいっぱいに
「レンコン音頭」の踊りを

第1部
～ようこそふれあい広場～



フィナーレを飾った
中之島中学校 brassバンド部のみなさん



ゲスト出演の高橋竹山流津軽三味線
「竹禰会（ちくぬい）」のみなさん

●●●このほかにもさまざまな「ふれあい」コーナーが設けられました●●●



手づくり「風船犬」コーナー



子供美術展



あったか鍋サービス



ふれあい抽選会



もちつき大会



芸能交流「カルタで遊ぼう」

第6回
2月16日(日)に農村環境改善センターで盛大に開催
ウィンターふれあいハートフェスティバル

資源ごみの

分別収集を開始します

「みなさんのご協力をお願いします」

輪

4月1日から「容器包装リサイクル法」がスタート!

みんなで広げよう リサイクルの

増え続けるごみ

わたしたちが日常、当たり前のことのように何気なく捨てているごみ。一人一人が出すごみの量はわずかも、日本のごみを全部合わせるといったどれくらいになるのでしょうか。平成5年度中の一般廃棄物(家庭やオフィスから出るごみ)の排出量は約5030万トン。東京都の135杯分にもなりません。しかも、この総排出量は年々増え続けているのです。中之島・与板・寺泊・出雲崎・和島の5町村で構成する三島郡清掃センター組合のごみ焼却・粗大ごみ処理施設への搬入量も例外ではありません。

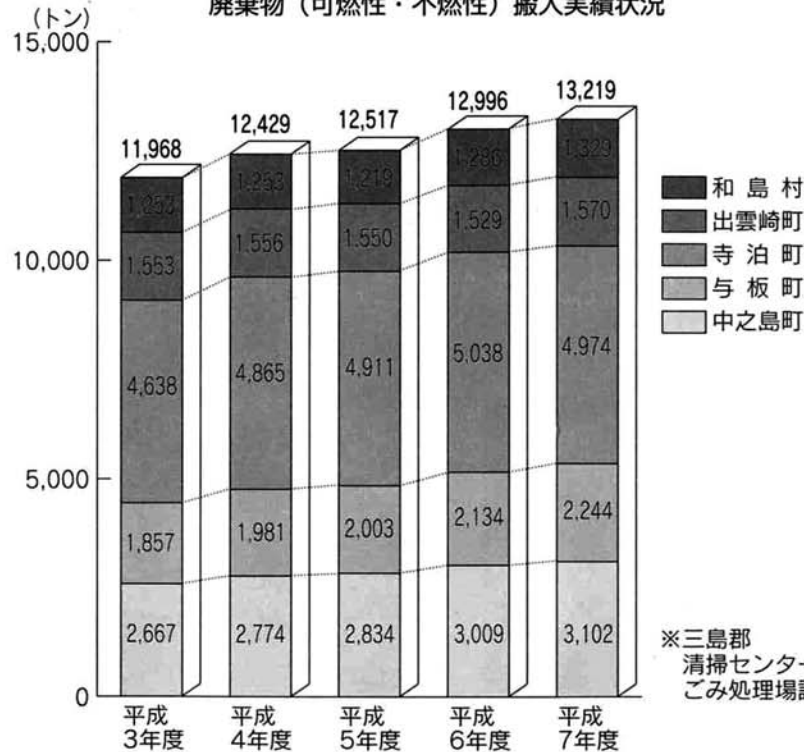
※グラフ参照

近い将来 処理場がパンク状態に

ごみが増えたことについてはいろいろな理由が考えられますが、わたしたちの生活様式の変化がその大きな要因となっています。使い捨て商品の普及、オフィスのOA化に伴う紙ごみの増加、耐久消費財の買い替えサイクルの短縮…。これらがごみの排出量の増加に大きな影響を及ぼしています。

排出されたごみは、焼却や埋立などさまざまな方法で処分されますが、その大部分は焼却後に埋立てされています。しかし、処分場の確保が年々難しくなってきたおり、最終埋立て処分場がごみを受け入れることができる年数は、全国平均であ

廃棄物(可燃性・不燃性)搬入実績状況



「容器包装リサイクル法(容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律)」が、本年四月一日から施行されます。この法律は、一般廃棄物の約六割を占めている各種容器や包装材料を、市町村・事業者・消費者の三者がそれぞれ責任を分担しあう中でその再利用を進めるシステムづくりをめざそうとするものです。これを受けて中之島町でも、「燃えるごみ」、「燃えないごみ」のうち、リサイクルが可能な資源ごみについて、さらに細かい分別収集を四月から実施します。

年々増え続けるごみ。このごみを減らすため、消費者であるみなさん一人一人のご理解とご協力をお願いします。

と8年余りという現状にあります。

ごみ減量化に向けて

このごみ問題を解決するには二つの方法があります。一つは、ごみそのものを減らすということです。包装が省かれているものや詰め替えが可能なものなど、できる限りごみが出ない商品を選択することが重要です。また、ごみとして捨ててしまう前に、ほかの何かに利用できるかを考え、実行することも大切です。これは、いわば「家庭内リサイクル」といえましよう。

もう一つは、発生したごみを再び資源として生まれ変わらせる——リサイクル——活動に積極的に参加することです。限りある資源を守るためにも、このリサイクルの必要性を一人一人がしっかりと認識し、実践することが求められています。そして、その一例が資源ごみの分別収集に協力していただくことなのです。

ごみ減量化に向け、一般廃棄物の約6割を占める容器包装の

それぞれが果たす 役割と責任

リサイクル推進のためのシステムを社会の中にどうやって築き上げていくか——これを定めたのが、本年4月1日から本格施行される「容器包装リサイクル法」です。

容器包装リサイクル法では、家庭などから出される容器包装について、そのリサイクルの過程で関わってくる消費者、市町村並びに事業者の三者の果たすべき役割が明確に示されています。市町村は「容器包装のリサイクルを前提とした分別収集を行う」責任を、また、事業者は「容器包装廃棄物を再び商品の原料や素材に生まれ変わらせる(再商品化)責任をそれぞれ果たすこととされています。そして、消費者には「市町村の行う分別収集に協力する」、「ごみになるようなものを購入したり家庭に持ち込んだりしない」、「リサイクル品を積極的に使用する」など、これまでの生活様式を見直していくといったことも求められています。

4月からは 新たな分別収集を

中之島町では、現在「燃えるごみ」(各地区週3回)、「燃えないごみ」(各地区週1回)、「粗大ごみ」(各地区年5回)の3分別での収集をしています。容器包装リサイクル法の施行に伴い、4月からはこれに加え、「燃えるごみ」、「燃えないごみ」のうち、リサイクルが可能な資源ごみについても分別し、指定の日・所定の場所へお出しいただくこととなります(詳細については次ページのとおり)。リサイクルが進めば、ごみの排出量は必ず減るはずですが、その主役はみなさん一人一人なのです。



2月13日には、4月からの分別収集に関する嘱託員会議を開催しました。

中之島・与板・寺泊・出雲崎・和島の4町1村で構成する「三島郡清掃センター組合」のごみ・し尿処理施設。ここでも年々、廃棄物の搬入量が増加しています。

「資源ごみ」ステーション設置場所・収集日

地区	資源ごみステーション設置場所	収集日											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月			
藤山	中之島第二公園												
中之島第一	中之島公民館玄関前												
中之島第二	現在検討中												
中之島第三	大竹与平治氏車庫												
中之島第四	缶・びん類…農協本所駐車場、古紙類…下田藤平氏宅												
中之島第五	三並公園	11日(金)	9日(金)	6日(金)	4日(金)	1日(金)	5日(金)	3日(金)	7日(金)	5日(金)			
中之島第六	現在検討中												
中之島第七	中之島町公民館玄関前												
五百刈	現在のごみ収集ステーション												
鶴ヶ曾根	現在のごみ収集ステーション												
粕島	現在のごみ収集ステーション												
猫興野	地蔵尊敷地、猫興野公園												
灰島新田	灰島新田ふれあいセンター												
中興野第一	中興野中央公園												
中興野第二	中興野中央公園												
中興野第三	缶・びん類…中興野第二公園、水澤家具店、古紙類…中山譲次氏宅、佐藤英作氏宅												
中興野第四	すずらん公園												
新栄	新栄公園	18日(金)	16日(金)	13日(金)	11日(金)	8日(金)	12日(金)	17日(金)	14日(金)	12日(金)			
大曲戸	大曲戸集会所・調整池前												
幸南	幸南さくら公園												
押切思川	押切思川公会堂												
池之島	池之島集落開発センター												
押切駅前	現在のごみ収集ステーション												
坪根	坪根公会堂												
大口	缶・びん類…駐在所跡地、古紙類…大口事務所												
杉之森	杉之森公会堂												
高畑	高畑公会堂												
横山	横山ふれあいセンター												
大保	大保ふれあいセンター												
品之木	品之木ふれあいセンター												
関根	高橋傳氏宅												
島田	島田集落開発センター・現在のごみ収集ステーション												
長呂	長呂ふれあいセンター												
宮内	現在のごみ収集センター												
宮内下村	現在のごみ収集センター	25日(金)	23日(金)	20日(金)	18日(金)	15日(金)	19日(金)	24日(金)	21日(金)	19日(金)			
並木新田	並木新田集落開発センター												
中野東	中野東集落開発センター												
中野中	中野中公会堂												
横野	横野公民館												
稲島	稲荷神社前												
中野西	農協倉庫脇												
興野	青柳由太郎宅脇												
宮内丁	山田商店脇												
末宝	中野西部児童公園入口												
福原	中野西部集落開発センター												
狐興野	杉林悦吉氏宅脇												
中条第一	樋山繁一氏宅												
中条第二	高橋幸太郎氏宅												
中条中	中若公会堂												
中条東	田辺靖一朗氏宅												
中条宮村	山田司雄氏宅												
上沼新田	上沼公会堂												
真野代新田	真野代新田集落開発センター												
中条新田第一	中条新田第一集落開発センター												
中条新田第二	中条新田第二集落開発センター	2日(金)											
中条新田第三	中条新田第三集落開発センター			27日(金)	25日(金)	22日(金)	26日(金)	31日(金)	28日(金)	26日(金)			
下沼新田	下沼新田集落開発センター												
西野	旧西野センター												
西野新田	西野新田集落開発センター												
大沼新田	大沼生産組合粉乾燥調整施設												
赤小沼	現在検討中												
中西	中西集落開発センター												
西高山新田	元消防小屋												
六所	六所集落開発センター												
野口	現在のごみ収集センター												
真弓	遠藤一夫氏宅裏												

* 各ステーションへの持込みは、当日の午前8時までをお願いします。
 * 1月～3月の間は、各ステーションでの資源ごみ収集はしません。この間に緊急を要する場合には、町の一時保管庫（「中之島交番」西側にプレハブを設置）に直接持込んでください。

資源ごみ分別収集の実施方法

◆分別収集する資源ごみ

- ①缶・金物類 ▼アルミ缶、スチール缶、缶詰、鍋、ヤカン
- ②ガラスびん ▼色分けなし
▼こわれたびん、農薬や除草剤のびん、医薬品のびんを除く（危険物Ⅱ燃えないごみの収集日に）
- ③古紙類 ▼新聞紙（チラシ類を折り込んだ状態でも可。ただし、銀紙、樹脂加工紙、油紙、ろう紙、セロハン、合成紙、感熱紙（FAX・ワープロ紙）など、リサイクルできないものを除く）

- ▼雑誌類
- ▼ダンボール

※水に濡れたものは、業者が引き取りませんのでご注意ください。

◆分別収集の開始年月及び回数

◎平成9年4月から月1回（降雪期の1月～3月は収集なし/地区ごとの収集日・収集場所については次ページを参照）
 ※資源ごみは、燃えるごみ及び燃えないごみの収集日に出しても回収しません。

◆分別収集の方法

◎収集日に、業者が各「資源ごみステーション」を巡回
 ※資源ごみステーションにはコンテナⅡ写真Ⅱを設置します。収集当日の午前8時までに、各自がこのコンテナの中に入れてください。



▲資源ごみステーションに設置する回収用コンテナ

缶・金物類



ガラスびん



古紙類



▶ステーションに出すときのお願ひ◀

- 新聞紙、雑誌、ダンボール（解体して）に分け、それぞれ十文字にしばってください
- 中身を空にして水洗いし、王冠やキャップを取り外してください
- 中身を空にして水洗いしてください

▶こんなふうのリサイクルされます◀

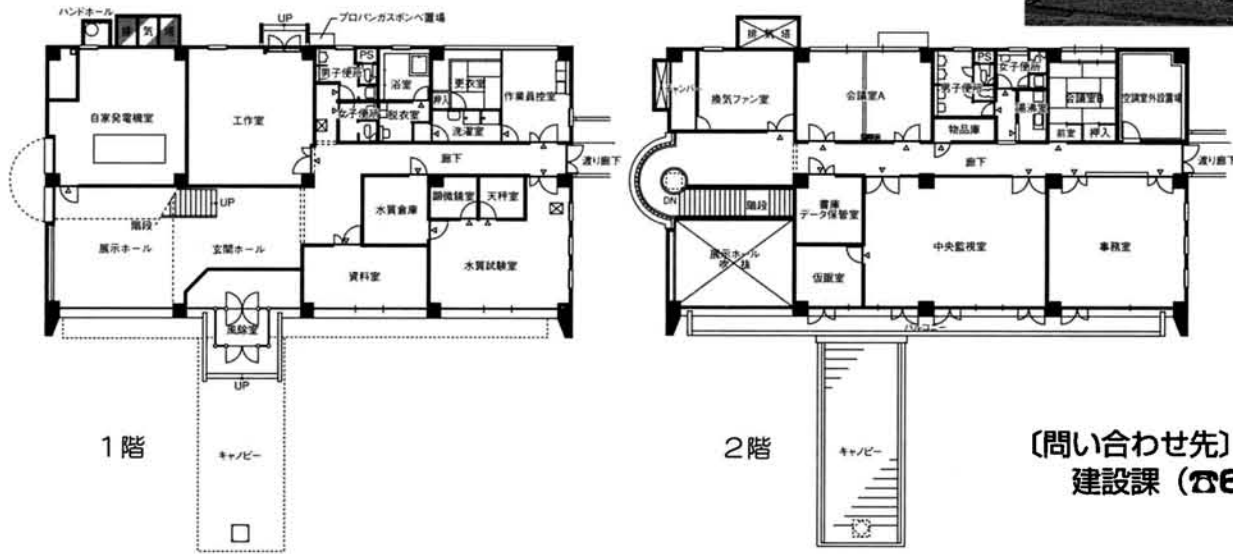
- 新聞紙…新聞紙・週刊誌・マンガ本などに再生されます
- 雑誌…各種商品の包装箱などに再生されます
- ダンボール…新たなダンボール・トイレットペーパーの芯などに再生されます
- リターナルびん…繰り返し使えるびんは、洗浄・消毒後に再利用されます
- ワンウェイびん…このほかのびんは、細かく砕き、ガラス材料を加えて新たなびんに再生されます
- スチール缶…自動車部品・鋼材などの製鉄原料になります
- アルミ缶…自動車部品・新たなアルミ缶などの原料になります

▶リサイクルは省エネにもなります◀

- 古紙から再生する古紙パルプは、バージンパルプの1/3のエネルギーで作ることができます
- ガラスくずを使う比率が1%増えると、ガラスを溶かすエネルギーが約0.25%節約されます
- スチール缶…鉄鉱石から作る場合の35%のエネルギーですみます
- アルミ缶…ボーキサイトから作る場合の3%のエネルギーですみます

中之島浄化センター(公共下水道終末処理場)

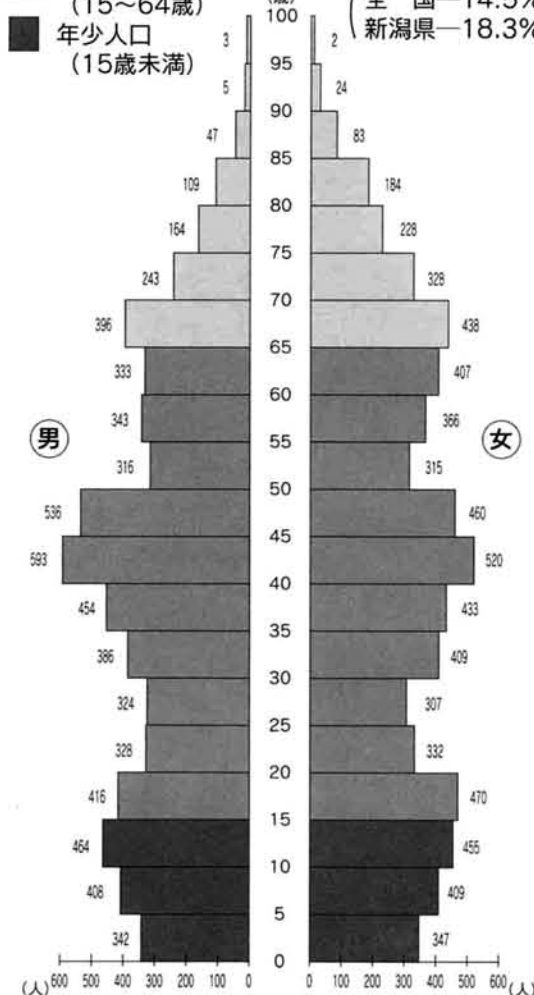
※大字中之島地区の一部については4月1日から公共下水道の供用が開始となります



【問い合わせ先】
建設課 (☎61-2012)

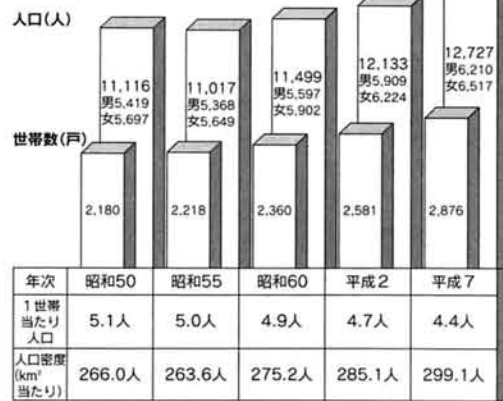
●中之島町の人口ピラミッド●

■ 老年人口 (65歳以上) 総人口に占める割合 17.7%
■ 生産年齢人口 (15~64歳) (全国-14.5%)
■ 年少人口 (15歳未満) (新潟県-18.3%)

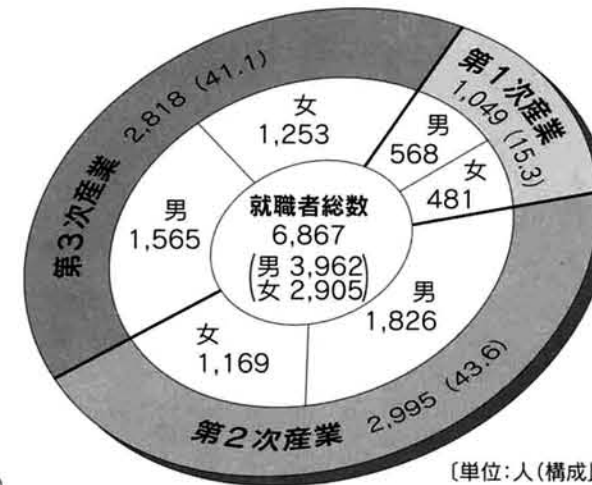


みなんからご協力いただきました平成7年国勢調査(10月1日現在)の年齢別人口・産業大分類就業者数等の集計結果が確定しましたのでお知らせします。

●人口・世帯数の推移●



●産業大分類による男女別15歳以上就業者数●



※第1次産業...農業
第2次産業...建設業、鉱業、製造業
第3次産業...卸売業、小売業、サービス業、運輸・通信業、公務ほか

平成7年 国勢調査結果について

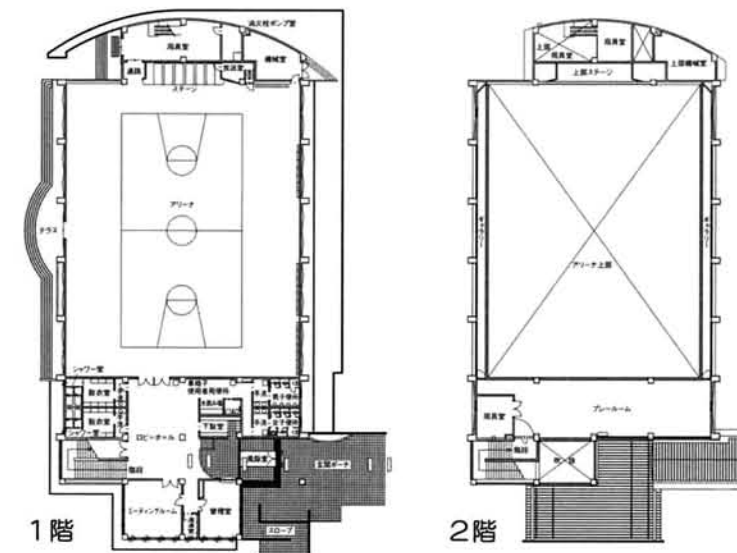
北体育館 信条保育所・さくらの家 中之島浄化センター

を **一般公開** します

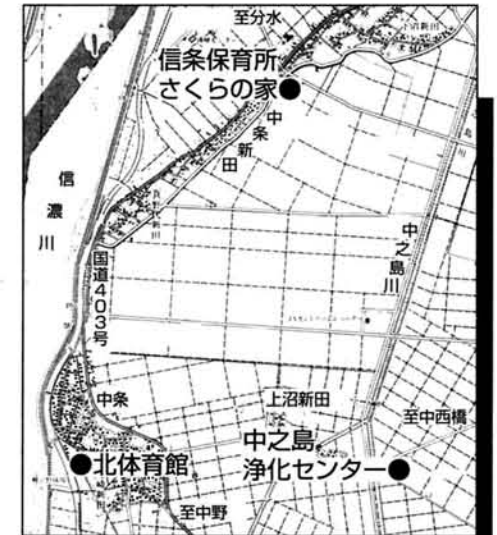
日時 3月22日(土) 午後1時~午後4時
23日(日) 午前9時~午後4時

●北体育館

※一般のみなさんのご利用は6月中旬頃から予定しています



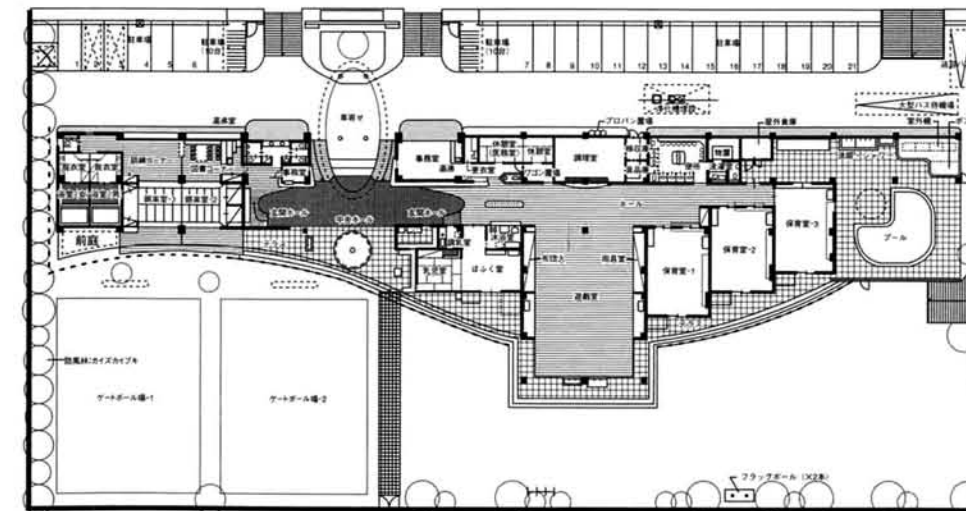
【問い合わせ先】教育委員会・生涯学習推進課 (☎66-1310)



《位置図》

●信条保育所・老人いこいの家「さくらの家」

※「さくらの家」は4月1日オープンです
※この施設は年金積立金還元融資を受けて建設されたものです



【問い合わせ先】保健福祉課 (☎61-2016)



信条保育所
老人いこいの家
「さくらの家」

平成の建設は計画を踏まえて進めようという目的の3つの施設
「さくらの家」は、市民のみなさんにとって一足先に見
学していただく、左記の通り一般公開を
計画しました。
是非、この機会に多数のみなさんから買新し
くお言葉を頂戴したいと思います。

表2. 認定農業者へ農地をまかせる等の活動に対する主な支援措置

区分	制度・事業名	支援措置の内容・要件																													
農地利用集積支援	A 先導的利用集積事業	<p>認定農業者へ一定割合以上の農地を集積し、他の地域の模範となる農業者の団体に対して、町が助成金を交付する。</p> <p>●交付対象：農用地利用改善団体または地域農業集団</p> <p>●交付単価（単位：円/10a）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">権利設定 期間区分</th> <th colspan="4">新規設定</th> </tr> <tr> <th colspan="2">認定農業者への利用集積</th> <th colspan="2">連担化された場合の加算</th> </tr> <tr> <th></th> <th>賃借権</th> <th>作業受委託</th> <th>賃借権</th> <th>作業受委託</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3~5年</td> <td>8,000</td> <td>8,000</td> <td>4,000</td> <td>4,000</td> </tr> <tr> <td>6~9年</td> <td>20,000</td> <td></td> <td>10,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>10年以上</td> <td>30,000</td> <td></td> <td>15,000</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※「連担」の要件はおおむね2ha以上のまとまり</p>	権利設定 期間区分	新規設定				認定農業者への利用集積		連担化された場合の加算			賃借権	作業受委託	賃借権	作業受委託	3~5年	8,000	8,000	4,000	4,000	6~9年	20,000		10,000		10年以上	30,000		15,000	
	権利設定 期間区分	新規設定																													
認定農業者への利用集積		連担化された場合の加算																													
	賃借権	作業受委託	賃借権	作業受委託																											
3~5年	8,000	8,000	4,000	4,000																											
6~9年	20,000		10,000																												
10年以上	30,000		15,000																												
B 経営体農地集積促進事業（Aに該当しない場合の事業）	<p>①経営体育成一般型 新規におおむね20a以上連担した農地を認定農業者等へ貸付けた出し手農家に対し、県農業公社と町が助成金を交付</p> <p>②青年農業者育成型 新規におおむね10a以上の農地がおおむね40歳以下の認定農業者へ集積された場合、農地の出し手、受け手、利用調整を取りまとめた団体（農用地利用改善団体等）のうちいずれかを地域の実情を勘案して、町が選定して県農業公社と町が助成金を交付</p> <p>●交付単価（単位：円/10a）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">権利設定 期間区分</th> <th colspan="2">新規設定</th> </tr> <tr> <th>経営体育成一般型</th> <th>青年農業者育成型</th> </tr> <tr> <th></th> <th>賃借権</th> <th>賃借権</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3~5年</td> <td>5,000</td> <td>8,000</td> </tr> <tr> <td>6~9年</td> <td>13,000</td> <td>20,000</td> </tr> <tr> <td>10年以上</td> <td>20,000</td> <td>30,000</td> </tr> </tbody> </table>	権利設定 期間区分	新規設定		経営体育成一般型	青年農業者育成型		賃借権	賃借権	3~5年	5,000	8,000	6~9年	13,000	20,000	10年以上	20,000	30,000													
権利設定 期間区分	新規設定																														
	経営体育成一般型	青年農業者育成型																													
	賃借権	賃借権																													
3~5年	5,000	8,000																													
6~9年	13,000	20,000																													
10年以上	20,000	30,000																													
税制	農地譲渡所得の特例	認定農業者への利用集積のために買入協議制度により県農業公社へ農地を売却した場合、譲渡所得について1千5百万円までの特別控除が受けられる。																													
その他		<p>※1 認定農業者等の担い手育成を支援する基盤整備関係の事業等があります。</p> <p>※2 認定農業者を農家負担軽減を図るために実施されている「21世紀型水田農業モデルほ場整備促進事業」及び「担い手育成農地集積事業」の事業要件としての「担手」とできます。</p> <p>※3 「21世紀型水田農業モデルほ場整備促進事業」の受益地区においては、A及びBの支援事業は、対象になりません。</p> <p>※4 上記の支援措置は、平成9年3月現在での内容です。</p>																													

魅力ある農業経営を実現 認定農業者制度



表1. 認定農業者に対する主な支援措置一覧

区分	制度・事業名	支援措置の内容・要件
融資制度	スーパーL資金（農業経営基盤強化資金）	<p>農林漁業金融公庫による長期低利資金</p> <p>●簿記記帳が条件</p> <p>●資金の使途：農地や農業機械の購入、加工・販売施設の整備等</p> <p>●金利：農業者負担はおおむね2%</p> <p>●融資限度額：個人1億5千万円、複合経営等は3億円、法人5億円</p>
	スーパーS資金（農業経営改善促進資金）	<p>農林漁業金融公庫による低利運転資金</p> <p>●簿記記帳が条件</p> <p>●資金の使途：苗代、飼料、肥料、農薬、機械の修繕費等の運転資金</p> <p>●金利：農業者負担はおおむね2.25%（平成7年10月2日以降）</p> <p>●融資極度額：極度額5百万円、法人2千万円、畜産・施設園芸は4倍</p>
税制	減価償却費の割増償却制度	<p>新規就農または一定以上の規模拡大を実現した認定農業者が、農業用機械施設、大家畜等の減価償却費を普通の計算額より割増して必要経費（損金）に算入できる。</p> <p>●割増率</p> <p>新規就農者：30%</p> <p>一定の規模拡大を行った者：20%</p> <p>●一定の規模拡大</p> <p>認定時の経営面積10ha未満：経営面積の50%または2ha超の規模拡大</p> <p>認定時の経営面積10ha以上：経営面積の50%の規模拡大</p>
補助事業	土地利用型大規模経営体育成事業	<p>制度資金により県農業公社から1年間に50a以上、または既経営面積の50%以上の農地を取得した場合等に助成金が受けられる。</p> <p>●助成金額：田は2万円/10a、畑は1万円/10aを5年間交付</p>
農地利用調整	農用地利用調整特別事業	農業委員会が認定農業者の申出を勘案して、農用地の利用権の設定等について調整する。
	農地保有合理化事業	農地保有合理化法人として農協等が農用地の利用調整を仲介し、認定農業者への優先的利用集積に配慮する。
その他	経営規模拡大資金（農業改良資金）	認定農業者等に対する運転資金や小作料前払い資金の無利子融資

「認定農業者制度」の生まれたわけ

厳しい農業情勢の中、地域農業を維持するため、やる気のある農業者を担い手として確保・育成することが最優先の課題になっていきます。

先行きの不安感は、他産業においても多かれ少なかれ感じられること。そのような中でも農業の重要性を考慮し、意欲ある農業者を支援するために設けられたのが「認定農業者制度」です。

この制度では、町の「基本構想」に示した望ましい農業経営の姿を目指す意欲的な農業者を町が認定し、関係者全員で支援していきます。

前向きに経営改善に取り組む姿勢はとて大切なことであり、「自分の経営にどう利用できるか」という視点から、是非この制度の活用をご検討ください。

認定農業者への支援措置

認定農業者として認定されると、次の四つがその主な支援措置として受けられます。

認定までの流れ

認定を受けた方は、「農業経営改善計画書」（産業課窓口）に備えてあります。次の内容を記載し、町へ申請してください。

- 経営規模・作付内容
 - 生産方式をどのように合理化するのか
 - 経営管理をどのように行うのか
 - 労働条件をどう改善するのか
- 申請は随時受付しており、申請から一か月半〜二か月程度で認定の可否を判断し、ご本人にお知らせします。
- 認定された計画は五年間有効であり、その後、「また認定農業者になりたい」という方については、再申請していただくこととなります。

農地の出し手への支援措置

認定農業者制度は、「農業経営基盤強化法」という法律に基づいた制度です。

この農業経営基盤強化法には

- ①農地の優先的集積
- ②低利の融資
- ③税制上の特例措置
- ④研修会への参加や専門化のアドバイスが受けられる

＝表1参照＝

これらの支援措置をうまく活用して、規模の拡大、機械・設備の充実、新技術の導入など、意欲的な農業経営に取り組んでください。

認定の要件

- 認定農業者の認定にあたっては、次の三つの要件が必要です。
- ①申請された計画が町の基本構想に照らして適切であること
 - ②申請された計画の達成される見込みが確実であること
 - ③申請された計画が農用地の効率的で総合的な利用を図るために適切であること

また、性別や専業・兼業の別、営農類型は問いませんので、無理のない計画を立ててください。ただし、計画には生産調整について勘案していただく必要があります。

認定農業者だけでなく、認定農業者への農地の出し手の方々に対する支援制度もあり、大きく分けて次の二つの措置がそれぞれあります。

- ①農地の利用集積への支援
- ②税制上の優遇

＝表2参照＝

支援措置の中には、「ほ場整備事業」と合わせて行うことにより、農家負担の軽減など大きな効果が生まれる事業（先導的利用集積事業）があります。担い手の確保と合わせ、集落全体でこの認定農業者制度の利用に取り組まれてはいかがでしょうか。

相談・問い合わせ

町では、産業課内に「中之島町農業経営改善支援センター」を設置し、農業に関する相談・支援活動を実施しています。

認定農業者に関するこのほか、農業全般の相談・質問などがありましたらお気軽にご連絡ください。（☎61-2015）

また、南蒲原農業改良普及センターやJA中之島町営農振興課でも同様の相談や質問を受け付けています。

☆各スポーツ施設☆

施設名	開設期間	開設時間	使用料		利用方法等
			昼間	夜間	
野球場 (大字中条)	4月1日	5:00	昼間1時間	2,000円	使用する6か月前から3日前までの間に、教育委員会生涯学習推進課(町民文化センター内)に申請してください。 (受付時間) 土曜日・日曜日・祝祭日を除く、午前8時30分から午後5時まで (その他) 北体育館設備器具使用料 ○バレーボール・卓球・バドミントン・テニスの各器具 1組 各200円 ○放送器具 1式 1,000円 ○フロアシート 1式 3,000円
	11月20日	22:00	夜間1時間 (照明を使用した場合)	4,000円	
テニスコート (大字中野中)	4月1日	6:00	昼間1時間	500円	
	11月20日	22:00	夜間1時間 (照明を使用した場合)	1,100円	
体育館 (大字中之島・旧中之島中学校)	1月8日	9:00	9:00~18:00	1,000円	
	12月26日	22:00	18:00~22:00	2,000円	
北体育館 (大字中条) *各種備品搬入等の都合により一般の利用開始は6月中旬頃を予定しています	1月8日	9:00	アリーナ(1時間)	1,000円	
	12月26日 (月曜日を除く)		ミーティングルーム(1時間)	100円	
野球場サブグラウンド (大字中条)	4月1日	日の出	プレールーム(1時間)	200円	
	11月20日	日没	プレールーム(1時間)	400円	
スポーツ広場 (大字海老島勇次新田・信濃川河川敷地内)	4月1日	日の出	プレールーム(1時間)	200円	
	11月30日	日没	プレールーム(1時間)	400円	

※町外者の使用は、上記金額の5割増となります。
※社会教育活動としての使用であると認められる場合は、使用料が減免されます。

☆学校開放☆

学校名	施設	開放時間		使用料	
		月曜日~土曜日	日曜日・祝祭日	昼間 (午前8時~午後6時)	夜間 (午後6時~午後10時)
中之島中学校	体育館	19:00~22:00	19:00~22:00	3,000円	4,000円
	グラウンド		8:00~18:00	3,000円	
中之島中央小学校	体育館	19:00~22:00	8:00~22:00	3,000円	4,000円
	グラウンド		8:00~18:00	3,000円	
上通小学校	体育館	19:00~22:00	8:00~22:00	2,000円	3,000円
	グラウンド		8:00~18:00	2,000円	
信条小学校	体育館	19:00~22:00	8:00~22:00	2,000円	3,000円
	グラウンド		8:00~18:00	2,000円	

※ただし、学校の使用にあたっては学校長の意見(許可)を必要とします。
※学校教育に支障のない場合に限り使用できます。
※施設の利用は、原則として町内に在住・在勤する者が5人以上の団体を構成し、かつ、責任者が明確な場合に限りです。
(責任者は町内在住者に限る。)
※使用料は減免される場合があります。

社会教育関係団体 登録受付中!

問い合わせ先
教育委員会生涯学習推進課
(町民文化センター内)
☎66-1310

~受付期間 3月21日(金)まで~

教育委員会では生涯学習推進のため、学校開放をはじめ町民文化センター・公民館・各体育施設などの貸出しを行っています。

これらの施設利用の円滑化を図るため、社会教育活動や社会体育活動を行う団体をあらかじめ登録(有効期間1年間)する制度をとっています。

現在、平成9年度の登録受付を行っていますので、関係団体は期限までに登録申請手続きをしてください。
なお、登録認定団体は優先的に各施設を利用することができます。

●登録団体の要件●

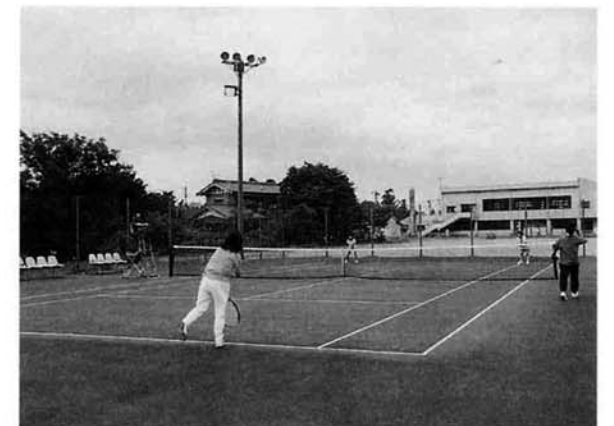
登録にあたっては、次の事項をすべて満たすこと。

- ①社会教育に関する事業、活動を行う団体
- ②町内在住者または町内事業所等への勤務者で構成されている団体
- ③責任者が明確になっている団体

●登録申請の手続き●

- ①申請書の提出(町民文化センターに備えてあります)
教育委員会生涯学習推進課へ3月21日(金)までに申請してください
- ②登録申請書の審査
社会教育団体としての条件を満たすかどうかを審査します
- ③登録の許可
登録証を発行します(1年間有効)

※各施設の利用日が重なった場合、日程の調整が必要となります。
※町内の各スポーツ施設を利用する場合、「利用申請用紙」を教育委員会へ提出してください。



ただいま登録申請受付中

中之島町野球連盟

登録料 新規...6,000円 更新...5,000円

中之島町テニス協会

登録料 3,000円

申請先 事務局(町民文化センター内)
受付期限 3月20日(木)まで

消費税率の引き上げや地方消費税の導入に伴い…
老齢福祉年金受給者や65歳以上の低所得者のみなさんなどに

臨時福祉特別給付金

（福祉給付金）が支給されます

申請書の提出及び問い合わせ先
保健福祉課
☎61-2016

福祉給付金

（臨時福祉給付金）

支給額 **1万円**

（支給対象者1人につき）

平成9年2月1日（基準日）
において、2月分の次のいずれかの年金又は手当を受給できる方が対象となります。

- ① 老齢福祉年金
- ② 障害基礎年金のうち旧障害福祉年金に相当するもの（年金証書の年金コード種別（先頭2桁）が「63」又は「26」に該当するもの）
- ③ 遺族基礎年金のうち旧母子・準母子福祉年金に相当するもの（年金証書の年金コード種別（先頭2桁）が「27」又は「28」に該当するもの）
- ④ 児童扶養手当
- ⑤ 特別児童扶養手当

- ⑥ 特別障害者手当
- ⑦ 障害児福祉手当
- ⑧ 福祉手当（経過措置分）
- ⑨ 原爆被爆者諸手当（医療特別手当、特別手当、健康管理手当、保健手当）

（注）

⑤ 特別児童扶養手当については、手当の制度上の受給者は親又は養育者となっていますが、給付金は障害児の方が支給対象となります。

①～⑨に該当する場合でも、基準日において生活保護を受けている方や社会福祉施設に入所されている方などには、それぞれの制度から別途同様の措置（生活保護費に1万円を加算して支給する等）がなされますので、福祉給付金は支給されません。

介護福祉金

（臨時介護福祉金）

支給額 **3万円**

（支給対象者1人につき）

基準日において、生活保護を受けている方あるいは平成8年度分の市町村民税所得割が課されなかった方（本人が、他の方の平成8年度分の市町村民税額の算定に際し、控除対象配偶者又は扶養親族となつていない場合は、当該他の方に平成8年度分の市町村民税所得割が課されなかった場合に限り）で、次のいずれかに該当する方が対象となります。

- ① 基準日において、平成8年8月1日以前から寝たきり又は痴呆等の状態にあるため、常時の介護を必要としている65歳以上の方（昭和7年2月1日以前に生まれた方）
- ② 本年2月分の特別障害者手当、障害児福祉手当又は福祉手当（経過措置分）を受給できる方

（注）

基準日において、病院、診療所又は老人保健施設に平成8年10月31日以前から継続して入院又は入所している方、特別養護老人ホームなどの社会福祉施設に入所している方（養護委託をされているお年寄りを含む）には、介護福祉金は支給されません。

特別給付金

（臨時特別給付金）

支給額 **1万円**

（支給対象者1人につき）

基準日において、65歳以上の方（昭和7年2月1日以前に生まれた方）で、平成8年度分の個人の市町村民税が課されなかった方（本人が、他の方の平成8年度分の市町村民税額の算定に際し、控除対象配偶者又は扶養親族となつていない場合は、当該他の方に平成8年度分の市町村民税が課されなかった場合に限り）で、次のいずれかに該当する方が対象となります。

（注）が対象となります。

（注）

●これに該当する場合でも、福祉給付金の取扱いと併せて、生活保護を受けている方などには支給されません。
●同一の方が福祉給付金の支給要件に該当する場合には、特別給付金は支給されません。

支給を受けるための手続き

▼2月1日現在で65歳以上の方及び支給対象となり得る年金・手当の受給者には、各区の民生委員を通じて「臨時福祉特別給付金支給申請書」並びにチラシがすでに配布されています。臨時福祉特別給

付金の支給の対象になると思われる方は、申請書に必要事項を記入の上、役場の保健福祉課へ3月14日（金）までに提出していただくことになって

いますが、まだ提出してない方は、3月25日（火）必着で提出してください。
▼「福祉給付金」「介護福祉金」並びに「特別給付金」のいずれ

れに該当する場合でも、申請書の提出は1枚だけとなります。

給付金の円滑な支給手続きを進めるため、給付金の請求と受領については各市町村に委任されています。申請書の提出後、受給資格が認定されると、市町村から直接、給付金が支給されることとなります。

なお、支給の判定にあたり、市村民税の課税状況を確認する必要があります。そこで、申請書の中に設けてある税務課への照会についての同意書欄の記入若しくは納税証明書

の添付をお願いします。ことになつていきますのでご協力ください。

平成9年度 乳幼児予防接種実施予定

※受付時間はいずれも午後1:30～2:15

実施日	対象疾病	会場	
4月	2日(水)	ポリオ(小児麻痺)	農村環境改善センター
	3日(木)	三種混合(初回)	
	10日(木)	ポリオ(小児麻痺)	
	15日(火)	三種混合(追加)	
5月	24日(木)	三種混合(追加)	農村環境改善センター
	7日(水)	ツベルクリン反応検査	
	9日(金)	B C G	
	16日(金)	三種混合(初回)	
	21日(水)	ツベルクリン反応検査	
6月	23日(金)	B C G	農村環境改善センター
	3日(火)	日本脳炎	
	4日(水)	日本脳炎	
	5日(木)	日本脳炎	
	6日(金)	日本脳炎	
	10日(火)	日本脳炎	
	11日(水)	日本脳炎	
	12日(木)	日本脳炎	
	13日(金)	日本脳炎	
	17日(火)	日本脳炎	
	18日(水)	日本脳炎	
	20日(金)	三種混合(初回)	
	25日(水)	日本脳炎	
26日(木)	日本脳炎		
27日(金)	日本脳炎		
7月	8日(火)	日本脳炎	農村環境改善センター
9月	2日(火)	三種混合(初回)	農村環境改善センター
	18日(木)	三種混合(追加)	
10月	1日(火)	ポリオ(小児麻痺)	農村環境改善センター
	8日(火)	ポリオ(小児麻痺)	
11月	29日(水)	三種混合(初回)	農村環境改善センター
	5日(水)	風しん	
	18日(火)	風しん	
12月	20日(木)	三種混合(初回)	農村環境改善センター
	4日(木)	麻しん(はしか)	
12月	16日(火)	麻しん(はしか)	農村環境改善センター

接種対象者	4月～7月		9月～12月	
	ポリオ(小児麻痺)	平成8年1月1日～平成8年12月31日生	ポリオ(小児麻痺)	平成8年7月1日～平成9年6月30日生
三種混合(初回)	平成7年7月1日～平成7年12月31日生	三種混合(初回)	平成8年1月1日～平成8年6月30日生	
三種混合(追加)	平成5年1月1日～平成5年12月31日生	三種混合(追加)	平成6年1月1日～平成6年6月30日生	
ツ反・B C G	平成8年1月1日～平成8年12月31日生	風しん	平成5年7月1日～平成6年6月30日生	
日本脳炎	平成3年4月2日～平成5年12月31日生	麻しん(はしか)	平成7年7月1日～平成8年6月30日生	

*上表による対象より上の年齢でも、未接種幼児については対象となります。
*都合により日程を変更する場合がありますので、別途通知する個別案内をご確認ください。

《問い合わせ先》保健福祉課 (☎61-2016)

国民年金 コーナー

お済みですか？

第三号被保険者の「特例届」

第三号被保険者（厚生年金・共済組合に加入している方に扶養されている配偶者）としての届出がなされていない期間や届出が遅れたために保険料納付済とみなされなかった期間について、特例の届出を行えば昭和六十一年四月以降、第三号被保険者に該当したすべての期間が保険料納付済とみなされます。この「特例届」の届出期間は三月三十一日（月）までです。次に該当する方は、速やかに町民課窓口にお問い合わせの上、手続きを行ってください。

- ① 第三号被保険者に該当しているが、届出を一度もしていない方
- ② 一年以上遅れて、第三号被保険者の届出をした方
- ③ 過去に第三号被保険者の届出をしたことはあるが、その後配偶者の退職・転職・再就



職の際に届出をしていない方

国民年金保険料は前納がお得です

国民年金の保険料は、平成九年四月分から一万二千八百円に改定されます。付加保険料は現行どおりの四百円です。

国民年金には、一年間の保険料を前もって納める「前納制度」があります。この前納制度を利用すると、年五分五厘（三千七

保険料の前納による割引額

納付区分 保険料種	毎月納付の場合 (A)	前納の場合 (B)	割引額 (A-B)
定額保険料	12,800円×12か月 = 153,600円	149,890円	3,710円
付加保険料	400円×12か月 = 4,800円	4,680円	120円

（平成9年4月分からの1年分を、4月に前納した場合）

百十円）の割引が受けられ、また、保険料を毎月納めるという手数が省け、納め忘れもなくなります。留守がちな方、収入が一定の時期に偏る方などは、この前納制度を是非ご利用ください。

なお、利用を希望される方は、三月二十五日（火）までに町民課国保年金係へご連絡ください。

国民年金保険料の納め忘れはありませんか？

国民年金に加入している方で、平成八年度の保険料を納め忘れていた方はいらっしゃいませんか。大切なあなた自身の年金です。まだ納めていない保険料は、早めに納めましょう。

国民年金は、老後生活を豊かに支えていくために、物価スライド制をとることによって年金額の実質価値が下がることのないしくみとなっています。まだ若いからと、加入せず、後で後悔をすることのないようにしましょう。

届出及び問い合わせ先
町民課（☎61-2014）

国保だより

届出・問い合わせ先
町民課【☎61-2014】

会社に勤めたり、他の市町村に引越すと、そのときから中之島町の国保の保険証は使えません。受診中のお医者さんに保険が変わったことを必ず連絡してください。

また、役場への届出が遅れると、保険料を滞って支払わなければならないなど、医療費の全額自己負担や医療費の返還を避けていただくこととなりますのでご注意ください。

国保の届出・手続きは？

～こんなときには14日以内に届出を～

	《こんなとき》	《持参するもの》
国保に加入	他市町村から転入してきたとき	⇒ 印鑑・転出証明書
	他の健康保険を脱退したとき	⇒ 印鑑・健康保険の離脱証明書
	子どもが生まれたとき	⇒ 印鑑・保険証・母子健康手帳
	生活保護を受けなくなったとき	⇒ 印鑑・保護廃止通知書
国保を脱退	他市町村へ転出するとき	⇒ 印鑑・保険証
	他の健康保険に加入したとき	⇒ 印鑑・国保と健康保険等の保険証
	死亡したとき	⇒ 印鑑・保険証
	生活保護を受けたとき	⇒ 印鑑・保険証・保護開始通知書
その他	退職者医療制度に適用することになったとき	⇒ 印鑑・年金証書・保険証
	住所・世帯主・氏名などが変わったとき	⇒ 印鑑・保険証
	保険証をなくしたとき	⇒ 印鑑・本人を確認できるもの
	保険証の内容訂正または汚れたとき	⇒ 印鑑・保険証
	移学のため他の市町村へ行くとき	⇒ 印鑑・保険証・在学の証明書
	長期旅行などのため住居を離れるとき	⇒ 印鑑・保険証

善意に感謝いたします

このたび、樋山恭平さん（中条宮村）から「町民の体位向上・健康増進のために」と、トレーニングマシン一台をご寄付いただきました。

このトレーニングマシンは、新しい北体育館に設置し、広く町民のみなさんにご利用いただきます。



ご寄付いただいたトレーニングマシン



2月24日、樋山町長に目録を手渡す樋山恭平さん

樋山恭平さんから北体育館用の備品を

生産調整目標面積を配分

昨年十二月、平成九年度新生産調整推進対策における生産調整目標面積が、県から町に配分（ガイドライン／四七二・二六ヘクタール）されました。これを受け、町では二月十三日（木）に嘱託員会議を開催し、各農家のみなさんへの目標面積の配分を行いました。

平成九年度は、JA中之島町が主体となる「とも補償制度」に引き続き取り組み、可能な限り農家の意向を反映した中で、円滑・確実に目標達成を図っていく方



2月13日に公民館で開催した「新生産調整推進対策」嘱託員会議

農家のみなさんのご理解とご協力をお願いいたします。

レンコン料理を満喫！

新潟の地酒や食、イベントなどを首都圏在住者に実感していただくとう、「えちご長岡地酒」ツアーが昨年に引き続き実施されました。

長岡地域広域行政組合の観光部会がJRとタイアップして企画したこのツアー。参加者は、長岡市に到着・解散後、圏域内十三市町村の各コースに分かれ、

それぞれの料理やイベントを楽しみました。

当町の「レンコンコース」には東京中之島会の会員三名を含む十七名のみなさんが参加。たまたご巻やコロケ、タルタルソースかけなど、農村婦人グループ協議会のみなさんによる彩りも鮮やかなさまざまなレンコン料理を満喫していただきました。



町特産の太田レンコンを使ったおいしい料理の数々

美しい歌声を披露

二月二日（日）に長岡市立劇場大ホールにて開催された合唱発表交流会に、当町から「越のコーラス」のみなさんが出演しました。この交流会は、平成八年度信濃川文化推進事業の一環の創作オペラ「みるなの座敷」上演記念合同音楽祭として文化

「越のコーラス」が合唱発表交流会に出演

庁などが主催したもので、九市町村からのコーラスグループ・合唱団が出演。「越のコーラス」のみなさんは、藤井智子さんの指揮、伊丹弘子さんの伴奏のもとで「いい日旅立ち」「鳥唄」の二曲を合唱し、観客から大きな拍手を浴びました。



歌や踊りのアトラクションも披露されました



来町した17名のみなさんに中之島の味覚を十分に楽しんでいただけたことと思います



長岡市立劇場での合唱発表交流会に出演した「越のコーラス」のみなさん



特別養護老人ホーム「ショートステイ」の利用方法が変更

特別養護老人ホームの「ショートステイ」(短期の介護)の利用者の便宜を図るため、その利用方法が変更され、本年4月から「利用券」方式が導入されることになりました。

これによって、申請するたびに役場へ来ていただく必要がなくなり、農繁期などで在宅介護が難しいという時には、お気軽にご相談ください。

- 変更後の利用手続き
 - 1回目の利用時に、保健福祉課窓口で利用券の交付を受ける
 - 2回目からは、利用券により各施設へ直接申込み
- ※利用券の交付を受けないと各施設の利用はできません。

- 手続きに必要な書類等
- 利用券交付申請書(保健福祉課に備えてあります)
- 診断書(所定の用紙が保健福祉課に備えてあります)
- 印鑑
- ▽問い合わせ先
保健福祉課(☎61-2016)

犬の登録・狂犬病予防注射を実施

町では、平成9年度の犬の登録及び狂犬病予防注射を実施します。

- 期日
4月16日(水)
 - 時間及び会場
●午前10時10分～10時40分
大字中条新田事務所
 - 午前11時～11時30分
中野西部集落開発センター
 - 午後0時30分～1時30分
農村環境改善センター
 - 午後1時50分～2時10分
中興野公民館
 - 料金
●注射済票手数料 550円
 - 注射料 2,550円
- ※ただし、新規実施の場合にはこのほかに登録手数料として

- 3,000円が必要です。
- 持参するもの
- 料金(釣銭のいらぬように)
- 申請書(通知はがき)
- ※押印及び問診票に必ず記入をした上で持参してください。
- 印鑑(新規実施者)
- 注意事項
- 首輪を点検し、犬を制御できる者が連れてくること
- 犬の具合が悪い場合は、事前に獣医師に申出ること
- ※生後91日以上の犬には、毎年狂犬病予防注射を実施する必要があります。
- また、生後91日以上を飼育することになった人は、その日から30日以内に登録をしなければなりません。
- ▽申込及び問い合わせ先
保健福祉課(☎61-2016)

4月1日からの週法定労働時間について

豊かでゆとりある勤労者生活を実現するため、昭和62年の労働基準法改正で週法定労働時間40時間制が定められました。中小規模事業場を中心に設けられていた猶予期間も終了し、

児童扶養手当(特別)

3歳未満の児童を養育している人で、収入が一定額未満の場合に「児童手当」が支給されますが、このほか、一定の要件を満たす場合には「児童扶養手当」や「特別児童扶養手当」が支給されます。

本年4月1日からは一部の特例業種を除いて全面的にこの週法定労働時間40時間制が適用されます。

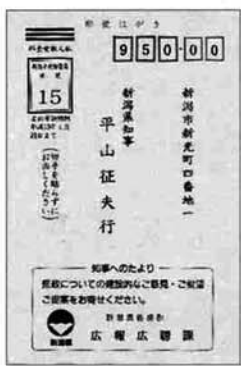
- 特例業種(当面の間週46時間)
- 新潟労働基準局(☎025-266-4164)
- 三条労働基準監督署(☎0256-32-1150)
- 長岡労働基準監督署(☎33-8771)

する人の認定請求に基づいて手続きがなされることになり、不明な点はお気軽にご相談ください。

- 児童扶養手当を受けられる人
次のいずれかに該当する、18歳未満及び18歳になって最初の3月31日を迎えていない児童を監護している母又は母に代わってその児童を養育している人(支給要件に該当しない日から5年を経過していない人。ただし、正当な理由があるときを除く)
- 父母が離婚した後、父と生計を同じくしていない児童
- 父が死亡し、公的年金を受けられない児童
- 父が重度の障害を持ち、公的年金の加算対象になっていない児童
- 父が生死不明の児童
- 1年以上、父から遺棄又は父が拘禁されている児童
- 母が婚姻によらないで出生した児童
- その他、棄児など
- 特別児童扶養手当を受けられる人
精神又は身体が障害の状態(概ね中程度以上)にある20歳

県政ポストを「ご存じですか?」

県では、広く県民のみなさんから県政についての建設的な意見・提言をお寄せいただき、それを施策に反映させていくため「県政ポスト制度」を設けています。



- 県政ポスト設置場所
- 企画課窓口
- 県庁及び県総合(合同)庁舎窓口

「おはなひろば」からのご案内

読書サークル「つくしんぼ」では、子どもたちを対象とした「おはなひろば」を開催します。

- 楽しいおはなし、こわいおはなし、ゆかいなおはなし。このひろばには、いろんなおはなしがいっぱいあります。
- お友達を誘ってみんなで遊びに来てください。
- 日時
3月22日(土) 午後2時～3時
- 会場
中条児童館
- 内容
●紙しばい
- おはなし

- かんたん工作 など
- 対象
保育所年中～小学校低学年
- ▽問い合わせ先
町民文化センター(☎66-1310)



中之島町紹介ビデオ “なかのしま Is Walking” 貸出中!

町制施行10周年記念事業の一環として昨年制作した中之島町の紹介ビデオを、広く一般町民のみなさんに貸出(無料)をしています。

町の沿革にはじまり、《観光》《生活環境》《教育・文化》《福祉》《産業》《ふれあい》《まつり》の7つの柱での構成となっており、映像を通してわが町を再発見していただけるものと思います。制作にあたっては、たいへん多くの方々からご協力をいただきました。そのインタビューの内容についても映像の中にできる限り盛り込んであります。



- みなさん、是非ご覧ください。
- ★VHS 45分編・15分編
- ★貸出期間/原則1週間以内
- ★貸出場所/企画課窓口

中之島町図書館休館日

3/3月・10月・17月・20月
24月・31月
4/7月・14月・21月・28月
29月

ただいま工事中				
場所	工事名	工事費	工事者名	完成予定日
中之島	枝1053号線外下水工事	555万円	(有)室橋組	9.3.25
西高山新田	中之島浄化センター中館装工	690	(株)第一和光	9.3.25
中之島	枝1116号線外下水工事	377	(有)古川組	9.3.25
六所	中野中六所線道路改良工事(六所)	1,823	(株)松井組	9.3.25
中之島	枝線縦断測量委託	175	(有)中之島測量設計事務所	9.3.25
中之島	下水道管渠点検清掃委託	149	クリーン総業(株)	9.3.20

文化庁文化のまちづくり事業 信濃川文化推進事業

劇作オペラ「みるみの屋敷」見附公演

- 公演日時 11月16日(日)
- 公演会場 見附市文化ホール アルカディア
- 練習予定 4月～8月 音楽練習(月3回程度) 9月～11月 立ち稽古(月4～5回)
- 募集内容 混声合唱団員(高校生以上の男女・未経験者歓迎) 60名程度
- 申込方法 電話、はがき、ファックスにより下記まで
- 信濃川文化推進実行委員会事務局(〒940 長岡市幸町2-1-1 長岡市教育委員会生涯学習課内・☎39-2240/FAX39-2280)